

# 電気料金の経過措置の撤廃を想定した 検討課題について

2018年3月12日  
資源エネルギー庁

# **1．電気料金の経過措置の撤廃**

## 経過措置料金の内訳

- 2016年4月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、2020年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続することになっている。
- 2017年3月現在、経過措置料金の契約口数は合計約7,000万件であり、そのうち、家庭向けの料金メニュー（従量電灯）が約5,200万件と大多数を占めている。また、小規模な店舗や工場等向けの料金メニュー（低圧電力）は約470万件となっている。
- このほか、公衆街路灯向け及び農事用電力向けといった特定の用途に限定した料金メニューもあり、特に、公衆街路灯向けは約1,200万件と極めて多くなっている。これらの料金メニューは、いずれも古くから存在し、比較的安価な料金となっていることに共通点を有する。

# (参考) 経過措置料金メニュー一覧

区分	料金メニュー名称	概要	契約口数(件)	使用電力量(千kW)
			(2017年3月末時点)	(2016年度)
経過措置料金メニュー	従量電灯	特徴：一般の需要向け（電灯需要の大半を占める） 主な利用目的：一般家庭、商店、事務所の消費電力等	51,947,403	177,536,424
	公衆街路灯	特徴：公衆街路灯用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：一般道路、橋、公園の照明等	11,958,062	5,840,403
	定額電灯	特徴：電灯需要のうち小容量向け 主な利用目的：アパートやマンションの照明等	1,517,416	914,282
	臨時電灯	特徴：1年未満の電灯需要向け 主な利用目的：土木工事における照明等	188,379	517,038
	農事用電灯 (誘が灯、電照栽培)	特徴：農事用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：誘が、電照栽培	595	1,374
電力	低圧電力	特徴：低压で動力を使用する工場等向け 主な利用目的：製品製造や加工のための動力等	4,698,522	25,358,459
	農事用電力 (かんがい排水用、脱穀調整用、育苗・栽培用)	特徴：農事用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：かんがい排水、脱穀調整、育苗・栽培	71,024	796,517
	臨時電力	特徴：1年未満の電力需要向け 主な利用目的：土木工事における動力等	11,070	126,099

※みなし小売電気事業者により経過措置メニューの構成は異なる

# 地域別の経過措置料金比率（電灯）

- みなし小売電気事業者の電灯需要を経過措置料金と自由料金に区分すると、契約口数ベースでは約86%、使用電力量ベースでは約70%が経過措置料金になっている。

契約口数ベース（2017年3月末時点）

	経過措置料金	自由料金
北海道電力株式会社	92%	8%
東北電力株式会社	91%	9%
東京電力エナジーパートナー株式会社	91%	9%
中部電力株式会社	79%	21%
北陸電力株式会社	81%	19%
関西電力株式会社	86%	14%
中国電力株式会社	71%	29%
四国電力株式会社	84%	16%
九州電力株式会社	83%	17%
沖縄電力株式会社	94%	6%
10社計	86%	14%

使用電力量ベース（2016年度）

	規制料金	自由料金
北海道電力株式会社	74%	26%
東北電力株式会社	73%	27%
東京電力エナジーパートナー株式会社	77%	23%
中部電力株式会社	65%	35%
北陸電力株式会社	54%	46%
関西電力株式会社	72%	28%
中国電力株式会社	52%	48%
四国電力株式会社	65%	35%
九州電力株式会社	64%	36%
沖縄電力株式会社	85%	15%
10社計	70%	30%

※離島供給、最終保障供給分を除く

※旧選択約款を自由料金に含めて算出

# 地域別の経過措置料金比率（低圧電力）

- みなし小売電気事業者の低圧電力需要を経過措置料金と自由料金に区分すると、契約口数ベースでは約72%、使用電力量ベースでは約74%が経過措置料金になっている。

契約口数ベース（2017年3月末時点）

	経過措置料金	自由料金
北海道電力株式会社	38%	62%
東北電力株式会社	78%	22%
東京電力エナジーパートナー株式会社	76%	24%
中部電力株式会社	59%	41%
北陸電力株式会社	76%	24%
関西電力株式会社	82%	18%
中国電力株式会社	71%	29%
四国電力株式会社	62%	38%
九州電力株式会社	80%	20%
沖縄電力株式会社	98%	2%
10社計	72%	28%

使用電力量ベース（2016年度）

	経過措置料金	自由料金
北海道電力株式会社	46%	54%
東北電力株式会社	76%	24%
東京電力エナジーパートナー株式会社	78%	22%
中部電力株式会社	52%	48%
北陸電力株式会社	75%	25%
関西電力株式会社	88%	12%
中国電力株式会社	81%	19%
四国電力株式会社	62%	38%
九州電力株式会社	79%	21%
沖縄電力株式会社	99%	1%
10社計	74%	26%

※離島供給、最終保障供給分を除く

※旧選択約款を自由料金に含めて算出

※沖縄電力株式会社については、経過措置料金メニューに高圧が含まれるため、高圧電力込みの実績で算出

# 公衆街路灯向け料金について

- 公衆街路灯向けの料金メニューは、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯や交通信号灯の電灯需要に適用され、1973年に初めて独立の契約種別として扱われるようになった。  
※1973年以前は定額電灯あるいは従量電灯に包含されており、当時から原価面における特性を踏まえ、料金面で割引（定額電灯のおよそ1割引）が行われていた。
- 割安な料金が設定されている背景としては、①主に夕刻から翌朝まで継続して使用するため、一般の定額電灯や従量電灯より負荷率が高く、②公衆街路灯の管理は市町村等の地方公共団体や商店街組合等の団体単位で行われている例が多く、集団的、包括的な需給関係にもとづいて料金収納業務が節約できる、といったことがあった。
- 近年、公衆街路灯の契約口数は緩やかに増加しており、全国合計で1,200万件を超える一方、エネルギー効率の高いLEDの普及等の影響により、2016年の販売電力量は約50億kWhと10年前に比べて約2割減少している。
- 2016年4月の小売全面自由化により、新たに新電力も公衆街路灯向けに電力を供給できるようになったが、新電力へのスイッチングは極めて限られており、これまでに行われたスイッチングは約800件となっている。

# (参考) 公衆街路灯メニュー概要

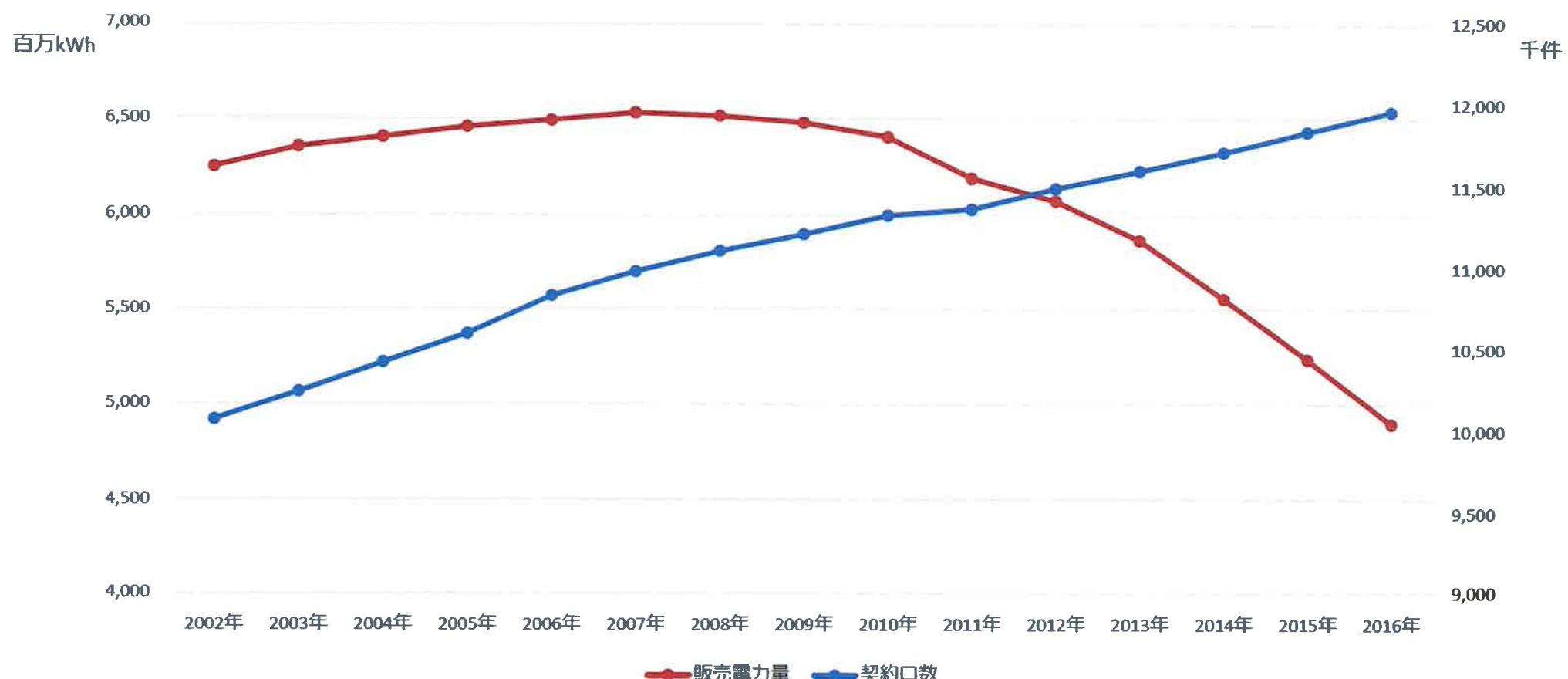
料金メニュー		公衆街路灯A、公衆街路灯B			
適用範囲	用途	公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機、消火せん標識灯、交通信号等、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器を使用する需要			
	契約容量他	A：1kVA未満 B：1kVA以上50kVA未満			
料金制		A：定額料金制 B：2部料金制			
主な需要家		行政（市区町村、県、国）、警察、町内会、高速道路株式会社等			
料金単価（1月あたり）	A	電灯料金	需要家料金	1契約につき	48.60円(54.00円)
				10Wまでの1灯につき	88.46円(97.75円)
				10Wをこえ20Wまでの1灯につき	133.73円(146.90円)
				20Wをこえ40Wまでの1灯につき	224.25円(245.20円)
				40Wをこえ60Wまでの1灯につき	314.78円(343.51円)
				60Wをこえ100Wまでの1灯につき	495.84円(540.12円)
				100Wをこえる1灯につき100Wまでごとに	495.84円(540.12円)
				50VAまでの1機器につき	214.30円(234.82円)
	B	小型機器料金		50VAをこえ100VAまでの1機器につき	343.29円(380.01円)
				100VAをこえる1機器につき100VAまでごとに	343.29円(380.01円)
			基本料金	1kVAにつき	253.80円(280.80円)
			電力量料金	1kWhにつき	19.69円(26.00円)

※ () 内はそれぞれ定額電灯、従量電灯Cの料金単価  
料金単価は東京電力エナジーパートナーの経過措置メニューから引用

# 公衆街路灯の契約口数等の推移

- 公衆街路灯の契約口数は増加傾向にあるが、エネルギー効率の高いLEDの普及の影響等により、近年の販売電力量は減少傾向にある。

公衆街路灯 販売電力量、契約口数推移（みなし小売電気事業者10社合計）



※離島供給、最終保障供給分を除く

# 農事用電力向け料金について

- 農事用電力向けの料金メニューは、農事用のかんがい排水・脱穀調整・育苗栽培に用途を限定して動力を使用する需要に対して適用され、需要の季節性を反映し、毎年需要期を限ってその使用が反復されるとの特徴を有している。
- 元となる料金メニューは戦前から存在しており、当時の水主火従・冬ピークの需給構造の中で、農事用かんがい排水等の需要期が主として豊水期の昼間オフピーク時に当たることから、余剰電力を有効利用できる新規需要として比較的安価な料金設定がなされた。その後、電源構成が水主火従から火主水従へと転換してからも、需要家への影響を考慮し、料金は割安な水準（低圧電力に対して2～3割程度割安）にとどめおかれた。
- 農業事業者数の減少等に伴い、近年、農事用電力向けの契約口数及び販売電力量は、いずれも減少傾向にあり、2016年の契約口数は全国合計で約15万件、販売電力量は約6億kWhとなっている。
- 2016年4月の小売全面自由化により、新たに新電力も農事用電力向けに電力を供給できるようになったが、新電力へのスイッチングは極めて限られており。これまでに行われたスイッチングは数十件となっている。

# (参考) 農事用電力メニュー概要

料金メニュー		農事用電力（かんがい排水用電力）			
適用範囲	用途	農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要（ポンプによる水のくみ上げやゲートの開閉等）			
	契約容量他	50kW未満			
料金制		2部料金制			
主な需要家		農家、農協等			
料金単価（1月あたり）	基本料金	1kWにつき			432.00円（1,101.60円）
	電力量料金	1kWhにつき	夏季		12.89円（17.06円）
			その他季		11.72円（15.51円）

※（）内は低圧電力の料金単価

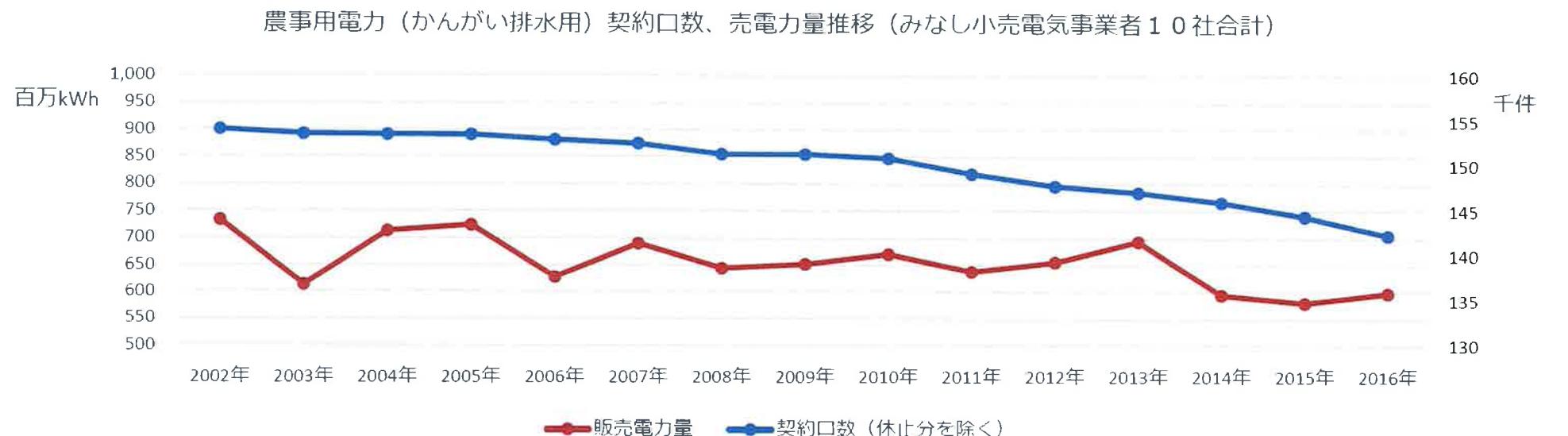
料金単価は東京電力エナジーパートナーの経過措置メニューから引用

料金メニュー		農事用電力（脱穀調整用電力）				
適用範囲	用途	脱穀調整のために動力を使用する需要				
	契約容量他	30日以上の使用期間を設定する必要あり				
料金制		定額料金制				
主な需要家		農家				
料金単価	契約電力 契約使用期間	0.5kW	1kW	2kW	3kW	3kWをこえ1kWを増すごとに
	最初の30日まで	4,650.15円	6,815.69円	10,824.98円	14,886.35円	2,657.69円
	30日をこえる1日につき	40.89円	66.64円	133.31円	196.69円	58.00円

※料金単価は東京電力エナジーパートナーの経過措置メニューから引用

# 農事用電力の契約口数等の推移

- 農事用電力（かんがい排水用）の契約口数、販売電力量は、近年減少傾向にある。
- 田畠への入水・落水を行う春から夏にかけては契約口数、販売電力量が多く、秋以降の農閑期には大半の農家が契約を休止するため契約口数、販売電力量共に大幅に低下する。



## 検討の方向性

- 2017年3月現在、約7,000万件の契約口数が残る経過措置料金の大多数を家庭向けの料金メニューが占めている一方、小規模な店舗や工場等向けの料金メニュー、公衆街路灯向け及び農事用電力向けといった特定の用途に限定した料金メニューも相当数存在している。
- このうち、例えば、公衆街路灯向け料金や農事用電力向け料金は、40年以上前の導入当時の社会情勢や電力需給状況等に即して作られており、必ずしも昨今の社会情勢や電力需給状況等を反映したものとはなっていない。
- こうした中で、経過措置の撤廃を想定した検討を進めるに当たり、家庭向け料金メニューのみならず、これらの料金メニューについても、利用実態や社会的・経済的な意義、代替的な料金メニューの有無等を丁寧に確認しつつ、今後の在り方を検討していくこととしてはどうか。

# (参考) 経過措置料金撤廃を想定した 検討スケジュール (イメージ)

第5回電力・ガス基本政策小委員会  
(2017.10) 資料5

2017

2018

2019

2020

資源エネルギー庁

電力・ガス取引監視等委員会

10/24

電力・ガス基本政策小委員会

- ・関連制度（燃調、三段階料金等）の在り方

10/17

競争的な電力・ガス市場に関する研究会

- ・競争評価の基本的枠組み

制度設計専門会合

- ・競争評価（基準を含む）

※電力・ガス取引監視等委員会において、  
別途、競争レビューの取りまとめを毎年実施。

第3弾法施行前  
の検証

規制料金  
存続地域の判断

4月

経過措置料金の撤廃